

昨年10月、バンクシー作品がロンドンのサザビーズで約29億円（約1858万ポンド）で落札された。作品は2018年に競売で落札された直後、一部が額縁に仕掛けられたシュレッダーで細断された作品だ。多くのメディアで報道され話題となった。作品タイトルは「少女と風船」（上図）から「愛はごみ箱の中に」へ変更され、落札額は当初の約18倍へ跳ね上がった。この作品に代表されるように、バンクシー作品は現代社会における人々の無意識の価値観に対するアンチテーゼとして強烈なメッセージを発信している。バンクシーは絵を細断することで、自身の作品を高額で落札するような人達を批判を込めて揶揄したのだろうか、その作品さえもMoneyで凌駕する現状を私達は目の当たりにした。無意識の中で形成される価値観は、その時代に生きる多くの人々の中に気づかぬうちに醸成されてしまう。多くの場合、そこに何ら疑問を抱くことは無いが、バンクシー作品は異なる視点で物事を捉えるきっかけを与えてくれる。

バンクシーは正体を明かさない、匿名アーティストだ。実はバンクシーは一人ではなく、複数人で活動するグループという噂もある。ところで匿名アーティストの作品は著作権（または他の知的財産権）で保護されるのだろうか。今回は、バンクシーの知的財産権について考えてみたい。

バンクシーは敢えて正体を明かさないことを選択した。住所も不明だ。これは、著作権を放棄しているということだろうか。創作者が特定されない著作物の保護は難しい。創作者の氏名と住所の記載を義務付けている意匠権による保護も難しい。以前バンクシーは自身の書籍の中で「Copyright is for losers（著作権は敗者のもの）」と述べた。実際、バンクシー作品の多くは、グッズ販売や展覧会の開催が無断

で行われている。しかしバンクシー側はそれを黙認しているわけではなく、対策も講じている。例えば、自身が販売しているアート作品については、Pest Control Office社*1が証書を発行している。また、この会社はEUはじめ、米国、オーストラリアでバンクシーの名称や作品に関連する複数の商標権を所有している。商標は創作者の記載が不要だ。だがこれは他者がバンクシーに関連する商標を登録できることも意味し、実際それも多く行われている。その中でEUIPO（欧州知財局）はPest Control Office社の「花束を投げる人」のイラストのEU商標（下図）*2を無効と判断した。その理由として商業活動を行っていないことを挙げ、バンクシーが商標権を著作権代わりに利用しようとした（不正利用）と指摘した。一方、バンクシー作品を無断利用して関連グッズを販売している会社の一つは「本当は使用料を払いたいがコンタクトできないので払えない」とコメントしている。バンクシーが匿名なのは、ポリシーに基づくものと考えられるが、無断で行っている落書きで訴えられることを回避するためでは、との指摘もある。しかし、商標権による作品保護は難しく、匿名のまま作品の無断利用を止めることは出来ないだろう。

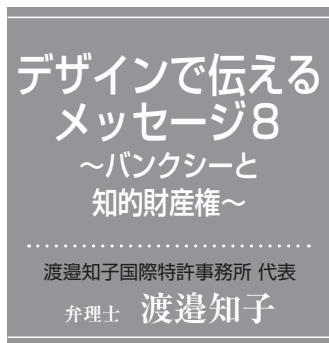
長年大学等で「クリエイターは知的財産を自ら保護しなければならない」と講義してきたが、改めてその事に疑問を感じた。バンクシーでさえ上手くコントロールできない「創造活動」「ビジネスへの応用」「社会に対する還元」のバランスを取るための新

たな仕組み作りが必要では無いか。「創造活動」の活性化へ繋がることを期待して。

- *1 バンクシー愛好者が贋作を購入しないよう、バンクシー作品が本物であることを証明するために設立された
- *2 No.012575155は無効になったが、同図柄のNo.018118853は現在存続中



No.018118617



No.012575155（無効） No.018118853

上下 / Pest Control Office LimitedによるEU商標登録